

②

令和2年1月31日
文教福祉常任委員会資料
健康長寿部国民健康保険課

令和2年度宇治市国民健康保険事業の運営について（答申）

1. 令和元年度 第4回 宇治市国民健康保険運営協議会資料

（令和2年1月28日開催）

令和元年度 第4回 宇治市国民健康保険運営協議会

令和2年1月28日(火) 14:00～
宇治市役所 8階 大会議室

会 議 次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) 会議録署名人の選出について
 - (2) 令和2年度国民健康保険事業の運営について
 - (3) 宇治市国民健康保険運営協議会答申案について
4. その他
5. 閉会

配布資料

資料1 令和2年度国民健康保険事業の運営について
令和元年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会席次

令和2年度国民健康保険事業の運営について

令和元年度宇治市国民健康保険運営協議会の主な流れについて

第1回	11月21日(木)開催	・国民健康保険事業の概要を説明 ・平成30年度決算を報告
-----	-------------	---------------------------------



<1月開催>

第2回	1月9日(木)開催	・諮問 ・令和元年度決算見込を報告
-----	-----------	----------------------



1月中旬

京都府より標準保険料率提示



第3回	1月23日(木)開催	決算などの状況と標準保険料率をふまえ 令和2年度保険料率などについて審議
-----	------------	---



第4回	1月28日(火)開催	これまでの議論をふまえ、 令和2年度保険料率、答申案などについて審議
-----	------------	---------------------------------------



1月31日(金)	答申
----------	----

京都府が示す令和2年度の標準保険料率について

制度改革後は都道府県が各市町村ごとの標準保険料率を示すこととしており、宇治市の国民健康保険料については、基本的に京都府が示す標準保険料率に基づき設定することとしている
令和2年度の宇治市の標準保険料率および現行の保険料率との比較は以下のとおり

※現行保険料率(令和元年度)は前年度(平成30年度)の標準保険料率に据置

○ 標準保険料率 ※応益割(均等割・平等割)の100円未満を切り捨て

(単位:%, 円)

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
令和2年度	7.86	27,400	18,500	2.86	9,600	6,500	2.80	11,400	5,700
令和元年度	8.35	28,400	19,200	2.82	9,300	6,300	2.73	11,100	5,700
平成30年度	7.56	25,400	17,500	2.75	9,100	6,300	2.67	10,900	5,500

→ 平成30年度・令和元年度の本市保険料率は、平成30年度標準保険料率を適用

(ポイント)

- ・医療分 1人あたり医療費は増加しているものの一人あたり納付金が減少したため、引き下げ
- ・その他 それぞれの制度にかかる一人あたり納付金が増加したため、引き上げ

○ 現行料率との比較

現行料率は、平成30年度の標準保険料率に据え置いたため、すべての項目で引き上げ

(単位:%, 円)

	医療分+後期分				介護分			
	所得割	均等割	平等割	被保険者 1人あたり	所得割	均等割	平等割	被保険者 1人あたり
標準保険料率	10.72	37,000	25,000	85,501	2.80	11,400	5,700	25,979
現行	10.31	34,500	23,800	79,883	2.67	10,900	5,500	24,846
増減	0.41	2,500	1,200	5,618	0.13	500	200	1,133



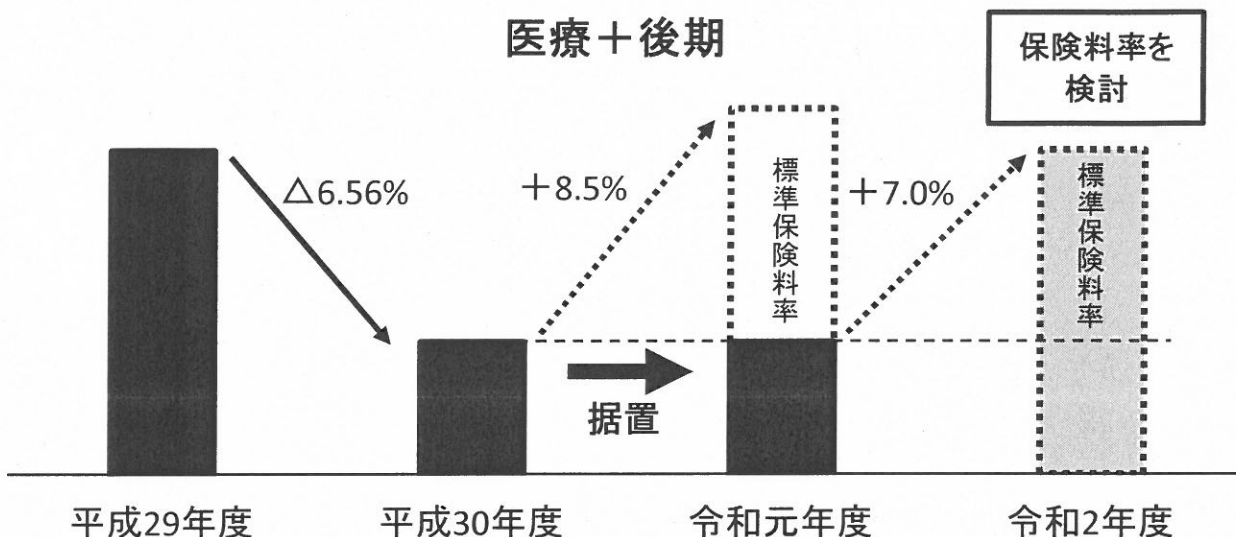
(内訳)

	医療分			
	所得割	均等割	平等割	被保険者 1人あたり
標準保険料率	7.86	27,400	18,500	63,173
現行	7.56	25,400	17,500	58,704
増減	0.30	2,000	1,000	4,469

	後期分			
	所得割	均等割	平等割	被保険者 1人あたり
標準保険料率	2.86	9,600	6,500	22,328
現行	2.75	9,100	6,300	21,179
増減	0.11	500	200	1,149

一人あたり保険料の状況

	令和2年度		令和元年度		平成30年度
	標準保険料率	伸び率	標準保険料率	伸び率	標準保険料率(現行料率)
医療分	63,173円	△ 3.1	65,183円	11.0	58,704円
後期分	22,328円	3.7	21,525円	1.6	21,179円
医療+後期	85,501円	△ 1.4	86,708円	8.5	79,883円
介護	25,979円	2.8	25,264円	1.7	24,846円



京都府から示された令和2年度納付金額について

	医療分		後期分		介護分		合計	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
令和2年度	30.3億円	△3.5億円	10.5億円	△0.1億円	3.7億円	0.0億円	44.5億円	△3.6億円
令和元年度	33.8億円	2.4億円	10.6億円	△0.4億円	3.7億円	0.0億円	48.1億円	2.0億円
平成30年度	31.4億円	-	11.0億円	-	3.7億円	-	46.1億円	-

↓ 被保険者一人あたりに換算すると

	医療分		後期分		介護分		合計	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
令和2年度	8.2万円	△0.5万円	2.8万円	0.1万円	3.4万円	0.1万円	14.4万円	△0.3万円
令和元年度	8.7万円	1.5万円	2.7万円	0.2万円	3.3万円	0.1万円	14.7万円	1.8万円
平成30年度	7.2万円	-	2.5万円	-	3.2万円	-	12.9万円	-

令和2年度国民健康保険事業特別会計予算見込について

歳入合計 176億円 (前年度比 約11億円減)	歳出合計 180億円 (前年度比 約7億円減)
国民健康保険料 約32億円 (前年度比 約0.9億円減)	保険給付費 約129億円 (前年度比 約4億円減)
現行料率で試算	
府支出金 約130億円 (前年度比 約4億円減)	
その他の収入 約0.3億円(前年度比 概ね同額)	
繰入金 約14億円 (前年度比 約6億円減)	
納付金 約45億円 (前年度比 約4億円減)	保健事業費 約2億円 (前年度比 概ね同額)
3.8億円の歳入不足	その他の支出 約4億円 (前年度比 概ね同額)

京都府から示された令和2年度納付金額をベースに予算見込を算定した結果、

- ・国民健康保険料を現行料率とした場合は、3.8億円の歳入不足となる見通し
- ・標準保険料率どおりに保険料率を引き上げた場合でも、1.6億円の歳入不足となる見通し

【歳入(主要なもの)】

- 国民健康保険料 2年度 31.6億円 (元年度 32.5億円)
国民健康保険事業の費用に充てるため、被保険者である世帯主が市町村に納付する保険料

- 府支出金 2年度 130.3億円 (元年度 134.4億円)
京都府が市町村に対して、国民健康保険事業に要する費用の一部を負担する負担金及び交付金
※制度改革により、この中には、国からの負担金及び交付金が含まれる
※保険給付に必要な費用を賄う普通交付金と、市町村の状況等に応じて調整を行う特別交付金がある

- 繰入金 2年度 13.5億円 (元年度 19.9億円)
一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れを行っている一般会計繰入金と基金の取崩しである基金繰入金により構成

【歳出(主要なもの)】

- 保険給付費 2年度 129.4億円 (元年度 133.3億円)
被保険者が保険医療機関で診療を受けた際などに支払う一部自己負担金(3割等)を除いた費用を、保険者が給付(保険医療機関に支払う)するものなど
※高額療養費のほか、出産育児一時金や葬祭費なども含まれる

- 保健事業費 2年度 2.1億円 (元年度 2.1億円)
被保険者の健康の増進等のために行う保健事業(特定健康診査・人間ドックなど)に要する費用

- 納付金 2年度 44.5億円 (元年度 48.1億円)
制度改革により、京都府が市町村への交付金等に充てるため、市町村の医療費水準や所得水準等に応じて徴収する納付金

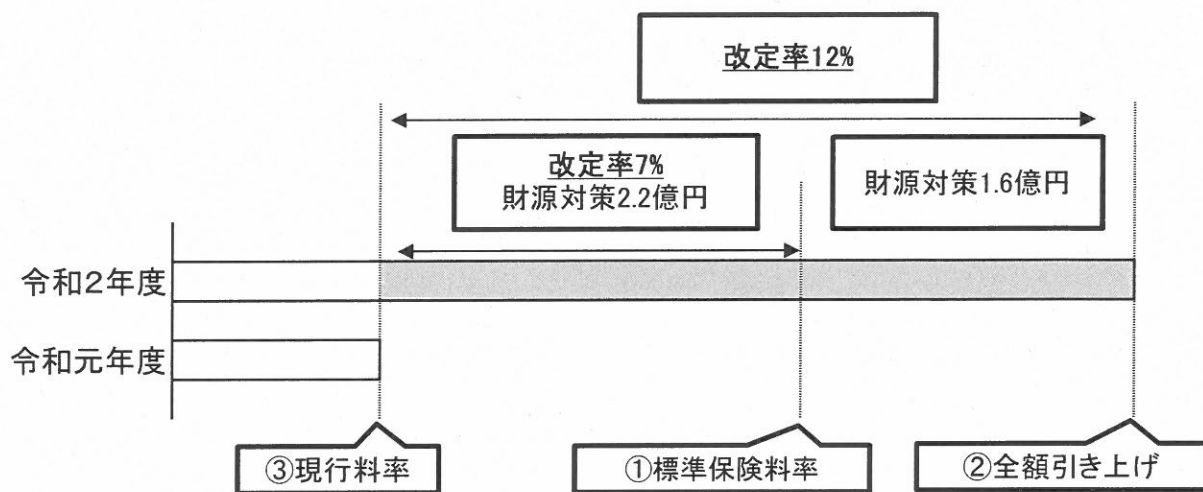
令和2年度の保険料率について

○ 前回協議会における議論

令和2年度予算見込

	現行料率	標準保険料率	差引
歳入総額	175.9億円	178.1億円	2.2億円
歳出総額	179.7億円	179.7億円	0.0億円
収支差引	△ 3.8億円	△ 1.6億円	2.2億円

- | | | |
|-------------|----------------|----------|
| ① 標準保険料率どおり | 1.6億円の基金繰入 | 改定率 約7% |
| ② 保険料率の引き上げ | 3.8億円を全額保険料で対応 | 改定率 約12% |
| ③ 現行料率に据え置き | 3.8億円の基金繰入 | 改定率 約0% |



(委員からの主なご意見)

- ・「標準保険料率どおり」などの大幅な改定率は厳しい
- ・現行料率に据え置くことも含めて、何らかの抑制策が必要
- ・引き上げとなった場合でも、最小限度での改定率が望ましい

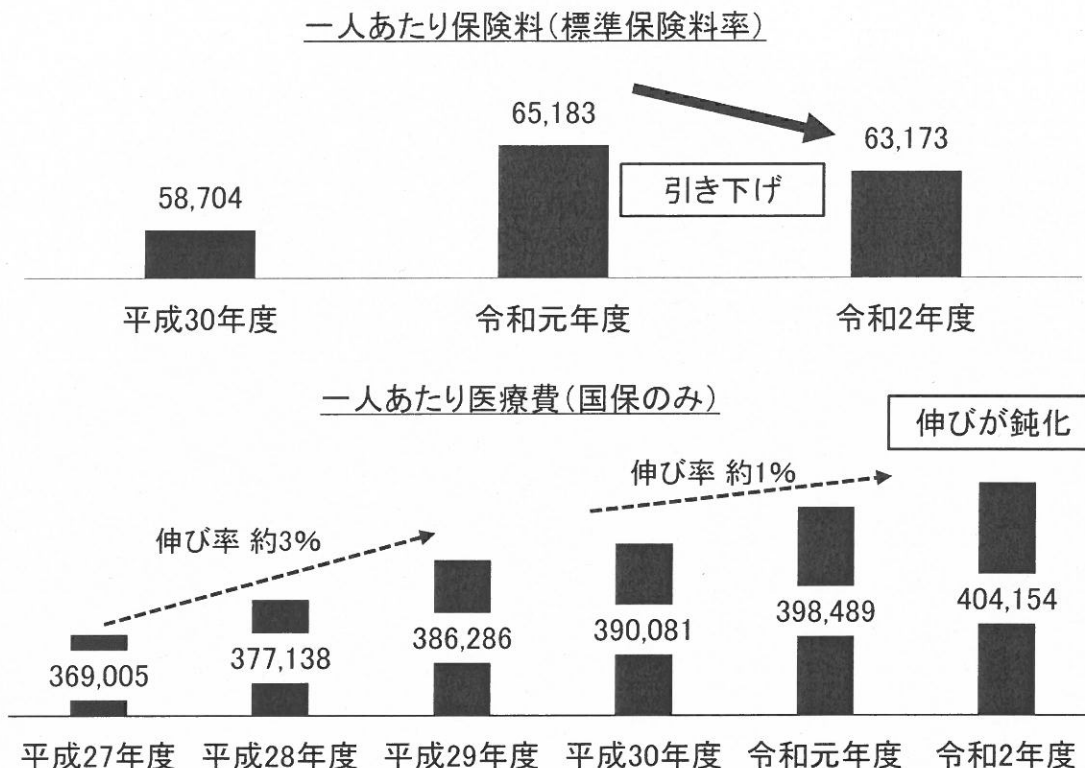
○ 様々な改定率による試算

区分	据置	市で独自に保険料率を設定				令和2年度 標準保険料率
		引き上げ	引き上げ	引き上げ	引き上げ	
改定率	0%	1%	3%	5%	7%	
歳入不足額	3.8億円	3.3億円	2.7億円	2.4億円	1.6億円	

1%～6%の改定率については、制度改革前同様の市独自の保険料率設定が必要になるとともに、小幅な引き上げをした場合でも、約3億円程度の歳入不足とそれに対する財源対策が必要となる

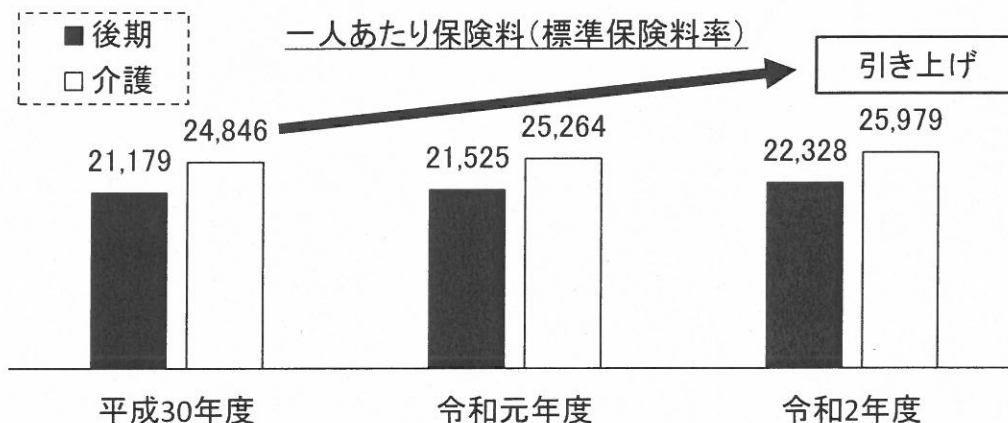
令和2年度の標準保険料率の状況

○ 医療分



令和2年度の標準保険料率は引き下げとなっており、一人あたり医療費の伸びも鈍化傾向であることから、今後については、団塊の世代の後期高齢者への移行もふまえ、注視が必要

○ 後期分・介護分



引き上げが続いているものの、団塊の世代の後期高齢者への移行も控え、国において社会保障改革(※)が検討されており、今後も同様の傾向が続くのか、注視が必要

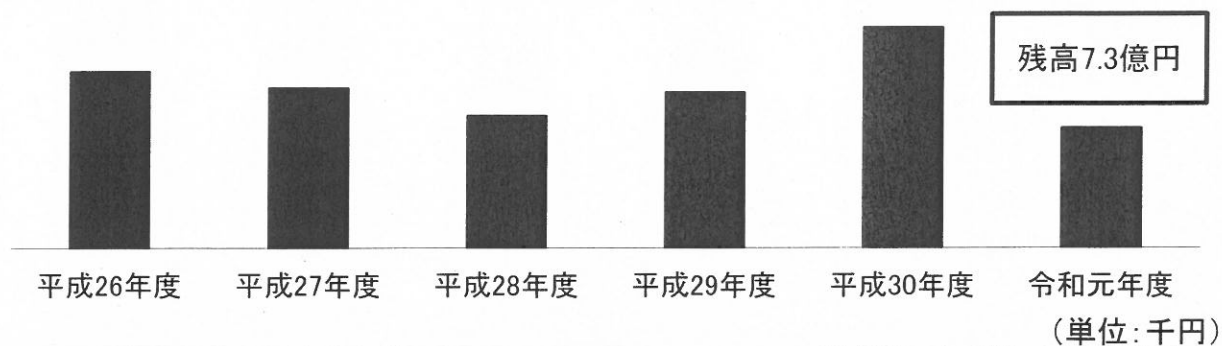
※参考

全世代型社会保障検討会議中間報告(令和元年12月19日)

「すべての世代が公平に支えあう全世代型社会保障改革を進める」→令和2年夏最終報告

一人あたり医療費の状況、国の社会保障改革等の動き、保険料率設定の考え方などを示した京都府国保運営方針が令和3年度に改定となることなどをふまえ、今後の動向に注視が必要

基金残高の状況



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基金残高	1,077,885	977,154	807,255	950,289	1,348,344	732,677
積立	325,484	243,625	208,897	416,035	624,408	2,861

※見込

一般会計繰入金が一部休止となっている中で、歳入不足に対しては引き続き基金繰入による財源対策を行っていく必要があることから、今後の残高の見通しもふまえると、府基金の活用や市において同等の規模を保有していくかどうかも含めて、基金のあり方については再検討する必要がある

令和2年度の保険料率(事務局案)について

- ・制度改革以降は、宇治市の保険料率は基本的に標準保険料率に基づき設定
- ・令和2年度標準保険料率は現行料率から7%の大幅な改定率
- ・標準保険料率の今後の動向は、国府の動きなども含めて引き続き慎重な見極めが必要
- ・市独自の保険料率設定については、基金等の財源の状況もみながら、慎重な判断が必要
- ・これらの状況等をふまえると、現段階で保険料率の引き上げには慎重にならざるを得ない

↓

令和2年度保険料率については、**基金を3.8億円を繰り入れることにより、現行の保険料率(平成30年度標準保険料率)に据え置くこととする**

(令和2年度保険料率) **据置(改定率 0%)**

(単位:%, 円)

医療分			後期分			介護分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
7.56	25,400	17,500	2.75	9,100	6,300	2.67	10,900	5,500

令和2年度保険料率は現行の保険料率(平成30年度標準保険料率)に据え置くものの、今後の保険料率については、国や京都府の動向、一人あたり医療費の伸び等をふまえるとともに基金のあり方についての再検討も含めて、適切なあり方を検討していく
また、歳入確保の観点からの収納対策の強化や医療費適正化に資する様々な保健事業等、本市の国保財政の安定化及び健全な事業運営に引き続き取り組んでいく

その他今後の動向等について

国民健康保険料の賦課限度額について

<概要>

区分	現行	改正後	備考
医療給付費分	610,000円	630,000円	2万円引き上げ
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	据置
介護納付金分	160,000円	170,000円	1万円引き上げ

国民健康保険料(応益割保険料)法定軽減の拡充について

<概要>

2割軽減と5割軽減の所得基準額の引き上げ

① 2割軽減

改正後	33万円 + <u>52.0万円</u> × 被保険者数
現行	33万円 + <u>51.0万円</u> × 被保険者数

② 5割軽減

改正後	33万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数
現行	33万円 + <u>28.0万円</u> × 被保険者数

<影響の試算>

区分	現行	改正後
軽減対象世帯数	約14,600世帯	約14,700世帯
保険料軽減総額	約659,000千円	約663,000千円

(参考)宇治市国民健康保険料改定率・限度額等の推移

		国民健康保険料改定率・限度額			年度末基金 残高(千円)	被保険者数 (人)
		改定率	限度額 (万円)	国基準限度額 (万円)		
H15	医	据置	53	53	502,962	57,768
	介	11.80%	8	8		
H16	医	5.39%	53	53	229,136	59,610
	介	31.73%	8	8		
H17	医	2.99%	53	53	231,878	60,560
	介	14.58%	8	8		
H18	医	据置	53	53	272,589	60,817
	介	5.40%	9	9		
H19	医	据置	56	56	209,501	60,949
	介	2.21%	9	9		
H20	医+後	2.51%	59(47+12)	59(47+12)	172,066	47,752
	介	△9.1%	9	9		
H21	医+後	3.99%	59(47+12)	59(47+12)	176,082	47,751
	介	5.42%	10	10		
H22	医+後	4.63%	63(50+13)	63(50+13)	383,800	48,192
	介	12.93%	10	10		
H23	医+後	3.63%	65(51+14)	65(51+14)	482,020	48,634
	介	22.34%	12	12		
H24	医+後	据置	65(51+14)	65(51+14)	644,723	48,533
	介	据置	12	12		
H25	医+後	据置	65(51+14)	65(51+14)	904,318	47,892
	介	据置	12	12		
H26	医+後	据置	67(51+16)	67(51+16)	1,077,885	47,272
	介	△5.07%	14	14		
H27	医+後	据置	69(52+17)	69(52+17)	977,154	46,362
	介	△5.87%	16	16		
H28	医+後	据置	73(54+19)	73(54+19)	807,255	44,378
	介	据置	16	16		
H29	医+後	据置	73(54+19)	73(54+19)	950,289	42,101
	介	据置	16	16		
H30	医+後	△6.56%	77(58+19)	77(58+19)	1,348,344	40,193
	介	△9.17%	16	16		
R1(H31)	医+後	据置	80(61+19)	80(61+19)	732,677	38,834
	介	据置	16	16		

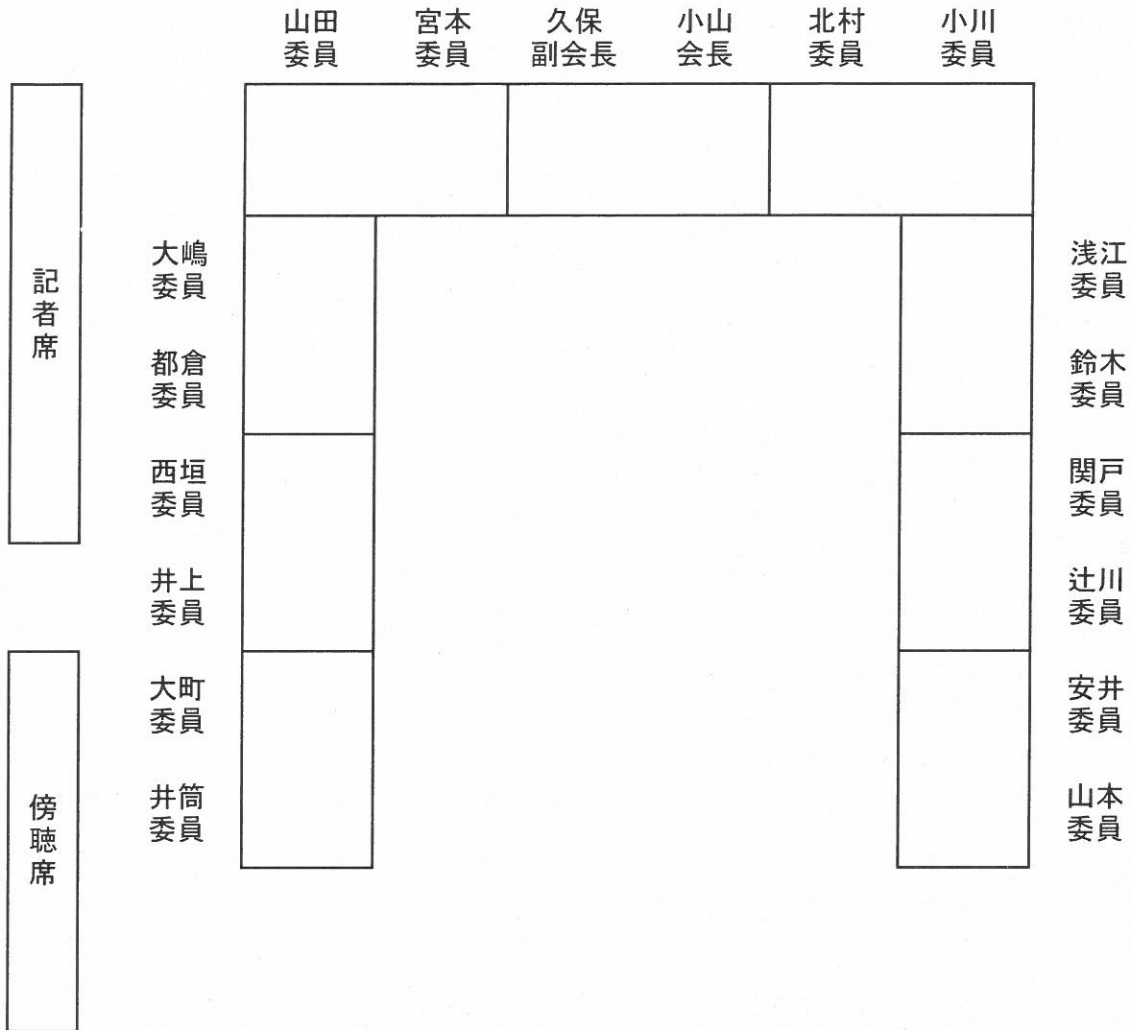
※R1(H31)は当初予算編成時点

(参考)宇治市国民健康保険事業特別会計収支の推移

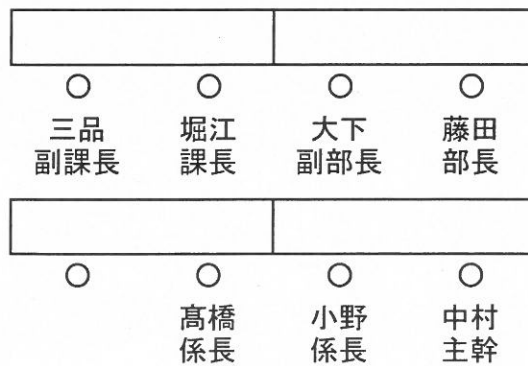
	歳入総額	歳出総額	形式収支	単年度収支
H14	11,193,010	11,281,804	△ 88,794	△ 255,841
H15	12,542,315	12,778,376	△ 236,061	△ 147,267
H16	13,610,409	13,580,262	30,147	266,208
H17	14,684,175	14,543,673	140,502	110,355
H18	15,365,701	15,362,672	3,029	△ 137,473
H19	16,521,775	16,648,161	△ 126,386	△ 129,415
H20	16,162,747	16,175,703	△ 12,956	113,430
H21	17,121,508	16,567,361	554,147	567,103
H22	18,167,760	17,694,809	472,951	△ 81,196
H23	19,048,650	18,617,056	431,594	△ 41,357
H24	20,019,651	19,295,877	723,774	292,180
H25	20,721,574	20,079,288	642,286	△ 81,488
H26	20,954,379	20,470,981	483,398	△ 158,888
H27	23,650,505	23,234,372	416,133	△ 67,265
H28	23,618,854	22,787,738	831,116	414,983
H29	23,386,867	22,588,079	798,788	△ 32,328
H30	19,196,508	19,196,508	0	△ 798,788
R1(見込)	19,000,000	19,000,000	0	0

令和元年度 第4回宇治市国民健康保険運営協議会 席次

令和2年1月28日(火) 14:00～
宇治市役所 8階 大会議室



出入口



事務局

<案>

答 申

平成30年度から国民健康保険制度改革が施行され、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行い、安定的な財政運営や効率的な事業運営が続けられる取り組みが必要である。

これらを踏まえ、本協議会は令和2年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和2年度宇治市国民健康保険事業運営について

- (1) 保険給付に必要な費用が京都府からの交付金により賄われる一方、市の医療費水準及び所得水準によって決定された納付金を京都府に対して納付するとともに、保険料率については、京都府が示した標準保険料率に基づく設定を基本として、市が決定することとなっている。

しかしながら、令和2年度の事業運営における京都府が示した標準保険料率は、現行保険料率に対し大幅な改定率となっており、今後の国や京都府の動向、一人あたり医療費の伸び等について、慎重に見極める必要があることから、令和2年度の国民健康保険料については据え置くものの、今後も引き続き、適切なあり方について検討を行う必要があると考える。なお、賦課限度額は、国政令基準における変更に基づき設定することが妥当と考える。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	7.56% (据置)	2.75% (据置)	2.67% (据置)
均等割額	25,400円 (据置)	9,100円 (据置)	10,900円 (据置)
平等割額	17,500円 (据置)	6,300円 (据置)	5,500円 (据置)
賦課限度額	63万円 (現行61万円)	19万円 (据置)	17万円 (現行16万円)

- (2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても積み立てを行ってきたところであるが、令和2年度においては、国民健康保険料の設定における歳入不足に対しその一部を取り崩すこともやむを得ない措置と考える。
- なお、一般会計の厳しい財政状況を鑑みる中では、引き続き同様の取り崩しが必要となると見込まれることから、今後の見通しなどをふまえると、京都府国民健康保険財政安定化基金の活用も考慮する中で、市において保有する規模も含め、そのあり方について再検討する必要があると考える。
- (3) 保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度に基づき、これらを活用した特定健康診査や特定保健指導の実施率向上や、医療費の適正化に向けた取り組み等の推進を図られたい。
- (4) 令和2年4月1日の実施を予定している京都地方税機構への滞納整理事務の移管をふまえて、保険料の適正かつ確実な徴収及び収納率の向上をめざす取り組み等の推進を図られたい。

以上

要 望 事 項

1. 保険料収納率の向上について

保険料収納率の向上は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要な課題であり、最大限の徴収努力を実行しなければならない。

したがって、滞納者との接触の機会を確保し、実態の把握に努め、「短期証」を活用し、自主的な納付に繋げるとともに、特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、「資格証明書」を交付するなど、京都地方税機構と連携しながら、さらなる歳入確保に努められたい。

2. 保険給付の適正な実施について

国民健康保険事業において、歳入の確保とともに歳出の抑制も重要な課題となっている。

その中で、保険給付は保険制度の基本事業であり、必要な方に必要な保険給付が確実になされるように、その適正化及び効率化を図ることが求められていることから、広域的な対応が必要なものや一定の専門性が求められるものなど、市のみでは効率的に対応しきれない場合があり、国や京都府とともに推進されたい。

3. 保健事業の充実について

半日人間ドック及び脳ドック受診補助事業をはじめ、被保険者がいつまでも健やかな生活を続けられるよう、他自治体の事例を研究するとともに、医師会等をはじめとした関係機関や関係部署と協力・連携し、多様な健康づくりを展開されたい。

また、特定健康診査・特定保健指導については、生活習慣病の予防、早期発見に効果があり、普段、医療機関を受診しない方も健診を機会に「かかりつけ医」を持つことにもつながることから、実施率向上のため、より効果的な工夫や手法について検討されたい。

4. 被保険者への啓発強化について

国民皆保険制度の下、被保険者資格の適用の適正化をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向、保険料の賦課・徴収、保健事業、自らの健康管理と適正な受療行動など、被保険者はもとより広く市民に事業運営全般にわたる趣旨の理解と協力を求める必要があることから、「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を駆使したわかりやすい広報活動を実施されたい。

5. 健全な事業運営について

今後も引き続き多額の医療費等関連支出が見込まれる中、国や京都府に対してさらなる国民健康保険財政基盤の強化を求めるとともに、納付金や標準保険料率をはじめとした、必要な情報が速やかに提供されるよう引き続き要望されたい。

なお、今後、国民健康保険事業財政調整基金の規模も含めて、市の国民健康保険事業がより一層厳しい状況を迎えた場合は、一般会計に対してその財政状況も鑑みながら繰入による支援を求められたい。